

## 決定 16/CP.7

### 京都議定書 6 条実施のためのガイドライン

締約国会議は

ブエノスアイレス行動計画の実施に関するボン合意に盛り込まれた決定 5/CP.6 を想起し、

決定 3/CP.7（経済移行国におけるキャパシティー・ビルディング）、11/CP.7（土地利用、土地利用変化および林業）、15/CP.7（6条、12条、17条）、17/CP.7（12条）、18/CP.7（17条）、19/CP.7（7条4項）20/CP.7（5条1項）、21/CP.7（5条2項）、22/CP.7（7条）、23/CP.7（8条）、24/CP.7（遵守）を認識し、

6 条事業活動がその持続可能な開発達成を支援するかどうかを確認するのはホスト締約国の特権であることを確認し、

附属書 I 締約国が 3 条 1 項の約束達成に原子力施設により発生する排出削減単位を使用することを控えるべきことを認識し、

1. 附属書 II 締約国に対し、附属書 B に記載された約束を有する市場経済移行中の附属書 I 締約国の 6 条に基づく事業への参加を促進するよう促す。
2. 附属書 I 締約国に対し、必要であれば、事務局の準備作業を促進すべく補完的活動のための UNFCCC 信託基金に分担金を行うことによって、6 条共同実施運営の管理費を賄うよう呼びかける。
3. COP/MOP に対し、その第 1 回会合で以下の決定草案<sup>1</sup>を採択するよう提言する。

第8回全体会合

2001年11月10日

<sup>1</sup> 訳注；文中の波線は、「The Marrakesh Accords Advanced unedited version」（以下「未編集版」）と比較して、FCCC/CP/2001/13/Add.2（以下「本文書」）で追加、あるいは削除された主な部分。

## 決定草案-/CMP.1（6条）

### 京都議定書6条実施のためのガイドライン

COP/MOP は

決定-/CMP.1(メカニズム)、-/CMP.1 (12条)、-/CMP.1 (17条)、-/CP.6 (土地利用、土地利用変化および林業)、-/CMP.1 (割当量計算方法)、-/CMP.1 (5条1項)、-/CMP.1 (5条2項)、-/CMP.1 (7条)、-/CMP.1 (8条)、決定 3/CP.7 (経済移行国におけるキャパシティー・ビルドィング)、24/CP.7(遵守)を意識し、

1. 適切な場合には決定 16/CP.7 (6条) および締約国会議によるその他関連の決定に則して取られる全ての行動を確認し、最大限の効果を上げることを決定する。
2. 後述の附属書 (Annex) にある京都議定書 6 条の実施のためのガイドラインを採択することを決定する。
3. 第 1 回会合において、6 条事業活動により発生する ERU の検証などを監督するための 6 条監督委員会の設置を決定する。
4. 吸收源による人為的吸收強化を目的とした 6 条に基づく事業が、京都議定書の 3 条 3・4 項に関する定義・計算規則・方法・ガイドラインにならうべきことを決定する。
5. 2000 年付けて開始した事業を 6 条事業として適格とし、後述の附属書 (Annex) にあるように京都議定書 6 条実施ガイドラインの要件を満たすのであれば、2008 年以降に始まるクレジット期間に対してのみ ERU を発行することを決定する。
6. 附属書 II 締約国に対し、附属書 B に記載されている約束を有する市場経済移行中の附属書 I 締約国の 6 条事業への参加を促進するよう促す。
7. 6 条監督委員会の機能に関して後述の附属書(Annex)にある手順により発生する全ての管理コストは、COP/MOP1 回会合の決定に従い<sup>2</sup>、附属書 I 締約国と事業参加者の双方により負担されるべきことを決定する。
8. 6 条実施に関するガイドラインの今後の改定はいずれも、COP/MOP が採用する手順規則にしたがって決定されるべきことをさらに決定する。第 1 回レビューは、必要であれば SBSTA の技術的助言を拠り所に、6 条監督委員会と SBI の提言に基づき、第一約束期間末から 1 年以内に行われなくてはならない。その後のレビューはその後定期的に行われるべきこと。本決定に対するいかなる改訂も継続中の 6 条事業には影響を与えない。

<sup>2</sup> 訳注；未編集版の「CMP.1 の決定」が本文書では「COP/MOP-1 の決定」に修正されている。

## 附属書（Annex）

### 京都議定書6条実施のためのガイドライン

#### A. 定義

1. 本附属書（Annex）用に、1条にある定義および14条にある規定を適用すること。  
さらに：
  - (a) 「排出削減単位」すなわち「ERU」は、決定-/CMP.1(割当量計算方法)の附属書(Annex)の関連する規定に則って発行される単位であり、決定2/CP.3により定められる、あるいは5条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算1メトリック・トンに相当する。
  - (b) 「認証排出削減量」すなわち「CER」は、12条および同条文における要件、および決定-/CMP.1(12条)の附属書(Annex)の関連する規定に則って発行される単位であり、決定2/CP.3により定められる、あるいは5条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算1メトリック・トンに相当する。
  - (c) 「割当量単位」すなわち「AAU」は、決定-/CMP.1(割当量計算方法)の附属書(Annex)の関連する規定に則って発行される単位であり、決定2/CP.3により定められる、あるいは5条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算1メトリック・トンに相当する。
  - (d) 「除去単位(removal unit)」すなわち「RMU」は、決定-/CMP.1(割当量計算方法)の附属書(Annex)の関連する規定に則って発行される単位であり、決定2/CP.3により定められる、あるいは5条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算1メトリック・トンに相当する。
  - (e) 「利害関係者」とは、その事業によって影響される、あるいは影響を受けそうな、個人・グループ・共同体など一般人を意味する。

#### B. COP/MOPの役割

2. 京都議定書締約国会議として機能する条約締約国会議(COP/MOP)は、6条の実施に関するガイダンスを提供し、6条監督委員会に対し権限を行使する。

#### C. 6条監督委員会

3. 6条監督委員会は、セクションEにある6条事業により発生するERUの検証などを

監督し、以下の役割を有すべきこと：<sup>3</sup>

- (a) COP/MOP の各セッションに対しその活動報告を行う。
  - (b) 後述の付録書 (Appendix)A にある基準および手順にしたがって、独立機関に対し認定を行う。
  - (c) クリーン開発メカニズム（訳注；以下「CDM」）理事会の関連作業を考慮した上で、後述の付録書 (Appendix)A にある独立機関の認定に関する基準および手順をレビューし、適切な場合には、このような基準および手順の改定について COP/MOP に対し提言を行う。
  - (d) 適切な場合には、CDM 理事会の関連作業を考慮した上で、COP/MOP による検討に供すべく、後述の付録書 (Appendix)B にあるベースラインやモニタリングに関する報告ガイドラインやクライテリアをレビューし、改定する。
  - (e) CDM の方法および手順に関する附属書(Annex)の付録書(Appendix)B を考慮し、適切な場合にはクリーン開発メカニズム理事会の関連作業を考慮した上で、COP/MOP による検討に供すべく、6条事業設計文書を推敲する。
  - (f) 35 項および39 項<sup>4</sup>に示されるレビュー手順を行う。
  - (g) COP/MOP による検討に供すべく、本附属書 (Annex) にある手順規則の他、あらゆる手順規則の向上に努める。
4. 6条監督委員会は、京都議定書締約国からのメンバー10名で、以下のように構成されるべきこと：
- (a) 市場経済へ移行中の附属書 I 締約国から 3 名
  - (b) 上記補項(a)に記載されない附属書 I 締約国から 3 名
  - (c) 非附属書 I 締約国から 3 名
  - (d) 小島開発途上国から 1 名
5. 6条監督委員会のメンバーは、代替メンバーを含め、4 項に言及されている関連の選挙区により指名され、COP/MOP によって選出されること。COP/MOP は任期 2 年として 5 名のメンバーと 5 名の代替メンバー、任期 3 年として 5 名のメンバーと 5 名の代替メンバーを 6 条監督委員会に選挙すること。その後毎年、COP/MOP は任期 2 年の新メンバーを 5 名と代替メンバーを 5 名選出すること。後述 12 項に則った任命は、1 期として数えること。メンバーと代替メンバーは、その後継者が選出されるまで在職し続けるべきこと。
6. 6条監督委員会のメンバーは、最長 2 期連続努める資格がある。代替メンバーとしての任期は数えない。
7. 6条監督委員会は、そのメンバーの中から毎年議長と副議長を、1 名は附属書 I 締

<sup>3</sup> 訳注；未編集版では 6 条監督委員会の責務内容についての補項表記が抜けていたが、本文書ではについて補項 (a) から (g) が追加された。

<sup>4</sup> 訳注；未編集版では参照パラグラフが特定されていなかった。

約国から、もう1名は非附属書I締約国から選出すること。議長と副議長のポジションは、附属書I締約国のメンバーと非附属書I締約国のメンバーとで毎年交替すること。

8. COP/MOPは、上記4, 5, 6項のクライテリアに基づき、6条監督委員会の各メンバーの代替メンバーを選出すること。選挙区がメンバー候補を指名したら、その後同じ選挙区から代替メンバー候補を指名すること。
9. 6条監督委員会は、可能であれば補助機関会合と合わせて、——合わせられない場合は他の日程で——毎年最低2回は会合を行うこと。6条監督委員会会合の全ての文書は、代替メンバーに公表すべきこと。
10. 6条監督委員会のメンバーと代替メンバーは：
  - (a) それぞれの個人的能力において奉仕し、気候変動問題と関連の技術・政策分野に関する認められた能力を有すること。開発途上締約国およびUNFCCCの慣行のもとで適格とされるその他の締約国出身のメンバーおよび代替メンバーの参加費用は、6条監督委員会の予算で賄われるべきこと。
  - (b) 6事業のいかなる面においても特権ないし金銭的利害を持たないこと。
  - (c) 6条監督委員会に対する責任に従い、6条監督委員会の職務による理由で知ることとなつたいかなる機密情報ないし部外秘情報をも漏らさないこと。機密情報を漏らさないというメンバーおよび代替メンバーの義務はそのメンバーおよび代替メンバーの義務の一つであるが、6条監督委員会メンバーおよび代替メンバーの任務満了・終了後も引き続き義務であり続けるべきこと。
  - (d) 6条監督委員会の手順規則の拘束を受けること。
  - (e) 就任前にUNFCCCの事務局長<sup>5</sup>ないし権限を持つ自らの代理人を立会いとして、書面にて就任宣言を行う。
11. 6条監督委員会は、利害衝突規定違反や守秘規定違反、あるいは正当な理由なく6条監督委員会会合を2回連續欠席するなどの理由で特定のメンバーないし代替メンバーを一時停職とし、そのメンバーシップを終了させることをCOP/MOPに対し提言することがある。
12. 6条監督委員会メンバーないし代替メンバーが辞職したり、あるいは任期を全うできなかったり、役職任務を遂行できなかったりする場合は、6条監督委員会は、次回COP/MOP会合までの時間を鑑み、当該メンバーの残りの任期を努めるべく当該メンバーにかわる別のメンバーないし代替メンバーを同じ選挙区から任命するよう決定することがある。そのような場合、6条監督委員会は、そのメンバーを推举したグループの意見を考慮すべきこと。
13. 6条監督委員会は、特に国家の認定手続きを考慮に入れ、その役割の遂行に必要

<sup>5</sup> 訳注；未編集版では「国連事務総長」となっていた。

な専門知識を利用すべきこと。

14. 定足数となるには、附属書 I 締約国からのメンバーの過半数と非附属書 I 締約国からのメンバーの過半数となる、6 条監督委員会メンバーの 3 分の 2 が出席していなくてはならない。
15. 6 条監督委員会の決定は、可能な限り全員一致でされるべきこと<sup>6</sup>。全員一致に到達するあらゆる努力が費やされ、合意が得られなかった場合は、最後の手段として、会合に出席し投票したメンバーの 4 分の 3 の多数決によって決定が採択されること。投票を棄権したメンバーは、投票していないと考えられるべきこと。
16. 6 条監督委員会の全決定の全テキストを公表すべきこと。決定は国連の 6 つの公用語全てにおいて入手可能とされるべきこと。
17. 6 条監督委員会の作業言語は英語とすべきこと。
18. 6 条監督委員会が決定した場合を除いて、6 条監督委員会の会合は、全締約国と UNFCCC が認める全てのオブザーバーおよび利害関係者による傍聴者としての出席が可能でなくてはならない。
19. 事務局は 6 条監督委員会に奉仕すること。

#### D. 参加要件

20. 6 条事業参加締約国は、事務局に対し以下を報告すること：
  - (a) 6 条 1 項(a)に則った事業を承認するための指定フォーカル・ポイント
  - (b) 利害関係者のコメントについての検討や、モニタリング、検証など、6 条事業承認のための国別ガイドラインおよび手順
21. 22 項にしたがい、附属書 B に記載された約束を有する附属書 I 締約国は、以下の適格性要件を遵守していれば、関連の規定にしたがって発行された ERU を移転および／ないし取得する資格がある：
  - (a) 京都議定書締約国であること。
  - (b) 3 条 7・8 項に基づく割当量が決定-/CMP.1（割当量計算方法）にしたがって計算 (calculate) され、記録 (record) されていること<sup>7</sup>。
  - (c) 5 条 1 項とそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって、モントリオール議定書が管理していないすべての温室効果ガスの排出源からの人為的排出量および吸収源からの人為的吸収量の推計に関して国家制度を有していること。
  - (d) 7 条 4 項とそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって、国家登録簿を設置していること。
  - (e) 5 条 2 項および 7 条 1 項と、これに基づいて決定された、国家目録報告や共通報

<sup>6</sup> 訳注；未編集版の「shall adopted by consensus」が、本文書では「shall be taken by consensus」に修正されている。

告様式などガイドラインの要件にしたがって、求められる直近の目録を毎年提出していること。第一約束期間については、メカニズム使用の適格性を判断するために必要な品質評価は、目録のうち京都議定書附属書 A の排出源/部門カテゴリーからの温室効果ガス排出に関わる部分と、吸収源に関する年次目録の提出に限るべきこと。

- (f) 7条1項およびそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって割当量に関する補完的情報を提出し、7条4項とそれに基づいて定められたガイドラインの要件にしたがって、3条3・4項に基づく活動などに対し、3条7・8項に則り、割当量への追加および割当量からの差し引きを行うこと。

22. 附属書Bに記載される約束を有する附属書I締約国は、以下であると見なされるべきこと：

- (a) 遵守委員会の執行部門が、決定24/CP.7（遵守）にしたがって、当該締約国がこれらの要件を満たしていないと判断するのでなければ、あるいはそれ以前に、遵守委員会の執行部門が京都議定書8条に基づく専門家レビュー・チームの報告書に述べられたこれらの要件に関する実施の疑義について手続きを行わないことを決定し、このことを事務局に伝えているのであれば、7条4項に基づく割当量計算に適用される方法にしたがって、3条7・8項に則った割当量の設定を促進し、排出量と割当量の計算能力を実証するための報告書を提出してから16ヶ月経過した後に、上記21項に記載されている適格性要件を満たしている。
- (b) 遵守委員会の執行部門が、当該締約国が適格性要件を一つ以上満たしていないと決定し、当該締約国の適格性を一時停止して、その情報を事務局に伝えているのでなければ、そしてそうするまで、上記21項に記載された適格性要件を満たし続けている。

23. 上記21項にある適格性要件を満たしていると考えられる場合、ホスト締約国は、6条事業による排出源からの人為的排出削減量や吸収源での人為的吸収増加量を、6条1項(b)にしたがい、それが無ければ起こり得たものに対し追加的であるとして検証してよい。このような検証が行われれば、ホスト締約国は、決定-/CMP.1（割当量計算方法）の関連規定にしたがって、適切な量のERUを発行してよい。

24. ホスト締約国が上記21項にある適格性要件を満たしていない場合は、6条事業による排出源からの人為的排出削減量や吸収源からの人為的吸収増加量を、6条1項(b)にしたがい、それが無かった場合に起こり得たことに対し追加的であるとする検証は、後述のセクションEにある6条監督委員会の検証手順を通して行われるべきこと。しかし上記21項(a)、(b)および(d)<sup>8</sup>の要件を満たしているなら、ホスト締約国

<sup>7</sup> 訳注；未編集版は「7条4項の計算方法に基づく計算方法にしたがって割当量を設定（established）」となっていた。

<sup>8</sup> 訳注；未編集版と本文書ではホスト国のERU発行、移転（売却）の要件が相違している。本文書の要件；京都議定書締約国、割当量の計算・記録、国家登録簿。未編集版の要件；京都議定書締約国、割当量の設定、国内制度、年次目

はERUの発行と移転のみ行ってよい。

25. 上記21項の要件を満たすホスト締約国は、6条監督委員会のもとで検証手続きを行ふことをいつでも決定してよい。
26. 6条4項の規定は、上記21項の要件などと関連しているべきこと。
27. <sup>9</sup>事務局は、適格性要件を満たしている締約国と、決定24/CP.7（遵守）に含まれる関連規定にしたがって一時停止を受けている締約国について、一般に入手可能なリストを保持しているべきこと。
28. 6条事業を受け入れる締約国は、後述の付録書（Appendix）Bにある報告ガイドラインと決定-/CMP.1（割当量計算方法）に盛り込まれている要件にしたがって、事業に関する情報を、直接あるいは事務局を通して、一般に入手可能とすべきこと。
29. 法的機関に6条事業への参加を認めている締約国は、京都議定書におけるその義務の達成において引き続き責任を有するものであり、そのような法的機関の参加が本附属書（Annex）に則ったものであるよう保証すべきこと。法的機関は、認可する締約国がその当時において適格である場合にのみ、ERUを移転ないし取得してよい。

#### E. 6条監督委員会における検証手続き

30. 6条監督委員会における検証手続きは、事業と、それに続いておこる排出源による人為的排出量の削減や吸収源による人為的吸収量の増加が6条の関連要件およびこれらのガイドラインを満たしているかということを、後述の付録書（Appendix）Aにしたがって認められた独立機関に決定されることである。
31. 事業参加者は、承認された独立機関に対し事業が以下の通りであるかを決定するのに必要な全ての情報を盛り込んだ事業設計文書を提出すること：
  - (a) 関係締約国の承認を得ていること。
  - (b) それが無かった場合に比べ追加的な、排出源による人為的排出削減や吸収源による人為的吸収増加となっていること。
  - (c) 後述の付録書（Appendix）Bにあるクライテリアに則した適切なベースラインおよびモニタリング計画を有していること。
32. 承認された独立機関は後述40項<sup>10</sup>に示された守秘規定にしたがって、事務局を通して、事業設計文書を公表し、その事業設計文書が公表された日から30日の間に事業設計文書について締約国・利害関係者・UNFCCCの承認するオブザーバーからコメントや裏付け情報を受けること。

録提出。(a)～(c)までと(e)。

<sup>9</sup> 訳注：未編集版では「附属書（ANNEX）」のこれ以降、項（パラグラフ）が未整理になっている。

<sup>10</sup> 訳注：未編集版では参照先が「0項」。

- 3 3 . 承認された独立機関は以下の通りであるかを判定すべきこと。
- (a) 事業が関係締約国の承認を得ていること。
  - (b) 事業が、それが無かった場合に比べ追加的な、排出源による人為的排出削減や吸収源による人為的吸收増加となっていること。
  - (c) 事業が、後述の付録書（Appendix）Bにあるクライテリアに則した適切なベースラインおよびモニタリング計画を有していること。
  - (d) 事業参加者が、ホスト締約国に定める通りの手順にしたがって、国境を越える影響など、当該事業活動の環境的影響分析に関する文書を認定独立機関に提出しており、事業参加者ないしホスト締約国がそのような影響が甚大であると考える場合には、ホスト締約国が求める通りの手順に則って環境影響評価を行っていること。
- 3 4 . 承認された独立機関は、その判定を、受け取ったコメントのサマリーやそれについて正当な考慮がいかになされたかの報告書など、その判定理由の説明と共に、事務局を通じて公表すべきこと。
- 3 5 . 事業設計文書に関する判定は、事業参加締約国か 6 条監督委員会メンバーのうち 3 人が 6 条監督委員会のレビューを要請したのでなければ、判定公表日の 45 日後に終了すると見なされるべきこと。そのようなレビューが要請された場合、6 条監督委員会は可及的速やかに、ただしレビューの要請後 6 ヶ月以内、あるいは 2 回目の会合において、そのレビューを終わらせなければならない。6 条監督委員会は、その判定に関する決定と判定理由を事業参加者と一般に伝えるべきこと。その決定が最終版とされるべきこと。
- 3 6 . 事業参加者は、既に発生した排出源による人為的排出削減や吸収源による人為的吸收増加をモニタリング計画に則り、認定された独立機関に対し報告書を提出すべきこと。この報告書は公表されるべきこと。
- 3 7 . 上記 36 項<sup>11</sup>に記載された報告書の受領後、認定された独立機関は、後述の付録書（Appendix）B にしたがって事業参加者から報告された排出源による人為的排出削減や吸収源による人為的吸收増加の判定を、それらが上記 33 項<sup>10</sup>にしたがってモニターされ計算されたことを前提に行うこと。
- 3 8 . 認定された独立機関は上記 37 項<sup>10</sup>に基づくその判定を、その理由説明と共に、事務局を通じ公表すべきこと。
- 3 9 . 報告された排出源による人為的排出削減や吸収源による人為的吸收増加に関する判定は、事業参加締約国ないし 6 条監督委員会メンバーのうち 3 人が 6 条監督委員会によるレビューを要請しなければ、公表日から 15 日で終了するものと見なされるべきこと。そのようなレビューが要請された場合、6 条監督委員会は：

<sup>11</sup> 訳注；未編集版では参照先は「28 項」。

(a) その次回会合において、あるいはレビューの正式要請後 30 日以内に、取るべき行動について決定する。要請が正当であると決定した場合は、レビューを行うこと。

(b) レビュー実施の決定後 30 日以内にレビューを完遂すること。

(c) 事業参加者にレビューの結果を伝え、その判定と判定理由を公表すること。

4 0. 事業参加者から入手した部外秘あるいは機密と記された情報は、ホスト締約国の国家法により要請された場合を除き、情報提供者の書面による同意なくして公開されてはならない。排出源による人為的排出量削減や吸収源による人為的吸收量増加が追加的であるかを判定し、ベースライン方法論とその適用について説明し、33 項  
(d)<sup>12</sup>に記載されている環境影響評価を裏付けるために使用される情報は、部外秘あるいは機密とは考えられない。

4 1. 約束期間リザーブや 17 条に基づくその他の移転制限に関する規定はいずれも、6 条監督委員会のもとでの検証手順にしたがって検証され国家登録簿に対し発行された ERU の締約国による移転には適用されない。

4 2. 6 条監督委員会は、レビューを行って当該独立機関が付録書 (Appendix)A に定められた認定基準をもはや満たしていないと見なした場合は、独立機関の認定を一時停止あるいは差し戻すべきこと。6 条監督委員会は、当該の認定された独立機関が申し開きの機会を得て初めて、またその申し開きの結果によって、認定の一時停止あるいは差し戻しを行ことがある。その一時停止ないし差し戻しは即時に効力を持つ。影響を受ける独立機関は、6 条監督委員会がその一時停止ないし差し戻しを決定するやいなや、即座に書面にて通知を受ける。このようなケースに関する 6 条監督委員会の決定は公表されること。

4 3. 検証済みの事業は、認定された独立機関が責任を有する上記33 項ないし 37 項<sup>13</sup>に言及された判定において重大な不備が認められない限り、同独立機関の認定一時停止ないし差し戻しによって影響を受けることはない。この場合、6 条監督委員会は、そのような不備を査定し、また適切な場合にはそれを正すために別の認定独立機関を任命すべきかどうかを決定すべきこと。上記33 項ないし 37 項<sup>13</sup>に言及された判定で明らかにされた不備の結果として ERU が過剰に移転されたことがこのような査定により明らかとなった場合は、認定を差し戻しないし一時停止された当該独立機関は上記査定後 30 日以内にそれに相当する量の AAU、ERU を取得し、それを事業のホスト締約国の保有口座に移転すべきこと。

4 4. 検証済み事業に悪影響を与えるような認定独立機関の一時停止ないし差し戻しは、影響を受ける事業参加者が申し開きの機会を得て初めて、6 条監督委員会によって決定されるべきこと。

<sup>12</sup> 訳注；未編集版では参照先は「00 項」。

<sup>13</sup> 訳注；未編集版では「00 項ないし 00 項」。

45. 上記44項<sup>14</sup>に言及される査定に関わるコストは、認定を差し戻しないし一時停止された認定独立機関により負担されるべきこと。

### 付録書（Appendix）A

#### 独立機関認定のための基準および手順

##### 1. 独立機関は：

- (a) 法的機関（国内法的機関でも国際機関でもよい）であり、そのステータスに関する書類を提出すること。
- (b) 責任者のもとで、実施作業のタイプ・規模・量に関して6条事業により発生するERUの検証に関し求められるあらゆる任務を行うのに必要な能力を有する十分な数の人員を雇っていること。
- (c) 資金的に安定しており、活動に必要な保険カバーと資金を有していること。
- (d) その活動により生じる法的・資金的信用性をカバーする十分な手配があること。
- (e) 特に組織内での役割配分のための手順や、苦情処理手順など、その役割を果たすための文書化された組織内手順書を有していること。このような手順書は公表されるべきこと。
- (f) 本決定およびCOP/MOPによる関連の決定に規定されている役目を果たすのに必要な専門知識、特に以下に関する十分な知識と理解を有していること。
  - (i) 6条運営に関するガイドライン、COP/MOPによる関連の決定および6条監督委員会による関連の決定
  - (ii) 6条事業の検証に関わる環境的問題
  - (iii) ベースライン設定や排出量およびその他環境的影響のモニタリングにおける専門知識など、環境問題に関わる6条活動の技術的側面
  - (iv) 関連の環境監査に関する要件と方法論
  - (v) 排出源による人為的排出量および／ないし吸収源による人為的吸収量計算の方法論
- (b) 品質保証手順や、検証に関わる全ての関連決定など、機関における役割の実績と実施において全般的な責任を持つ管理機構を有すること。独立機関候補者は以下を公表すること。
  - (i) 経営者・役員・管理職・その他関連の人員の氏名・資格・経験・契約条件

<sup>14</sup> 訳注；未編集版では「0項」。

- (ii) 経営者を始点とした権限・責任・役割分担の流れを示す機構図
- (iii) 品質保証<sup>15</sup>の方針と手順
- (iv) 文書管理など管理手順
- (v) 独立機関従業員の採用および訓練のため、必要な全ての機能を行う彼らの能力保証のためと、彼らの実績をモニタリングするための組織の方針と手順
- (vi) 苦情・抗議・紛争処理の手順
- (c) 背任行為・詐欺および／ないし認定運営機関としての役割に沿わないその他の行為に対する係争中の裁判が無いこと。
2. 独立機関候補は以下にある運営上の要件を満たしていること。
- (a) 信頼性のある、独立した、差別的でない、透明性の高いやり方で作業を行い、適用可能な国内法を遵守し、特に以下の用件を満たしていること。
- (i) 独立機関候補は、その運営の公正さを保証する規定など、公正さを確保する機構図を有していること。
- (ii) その機関が大きな組織の一部であり、その組織の一部が 6 条事業の同定・開発・資金供与に関与している、あるいは関与する可能性がある場合は、独立機関候補は以下のことを行うこと：
- 当該組織の実質および潜在的 6 条活動の全てについて言明すること。
  - 組織の他部署との連携について明確に述べ、利害の衝突が無いことを実証すること。
  - 認定独立機関としてのその機能と、それが持つ他の機能との間に実質的ないし潜在的な利害衝突は無いということを実証し、公正さに対し同定されているあらゆるリスクの低減化のため事業がいかに管理されているかを実証すること。このような実証では、独立機関候補内で生じるものであろうと関連機関の活動から生じるものであろうと、利害衝突のあらゆる潜在的根源を全て網羅していくなくてはならない。
  - 認定独立機関がその経営者およびスタッフとともに、その判断に影響を与えた場合、活動に関する判断の独立性や健全性における信用を危うくしうるいとなる商業上・資金上・その他のプロセスにも関与していないことと、この点について適用されるいとなる規則をも遵守しているということを、実証すること。
- (b) 6 条実施のためのガイドラインに関する附属書(Annex)にある規定にしたがって、6 条事業参加者から得た情報の守秘性を保護する適切な手配を有していること。

<sup>15</sup> 訳注；本文書では「手順を遂行するための」が削除。

## 付録書（Appendix）B

### ベースライン設定とモニタリングのためのクライテリア

#### ベースライン設定のためのクライテリア

1. 6 条事業のためのベースラインは、その事業案が無かった場合に起こりえた、排出源による人為的排出量ないし吸収源による人為的吸収量を合理的に示すシナリオである。ベースラインは、事業による排出影響が及ぶ範囲内において、附属書(Annex)Aに列記された全てのガス・部門・排出源のカテゴリーからの排出と吸収源による人為的吸収を網羅しているべきこと。
2. ベースラインは以下のように設定されるべきこと。
  - (a) 事業別ベース、および／ないしマルチ・プロジェクトの排出係数を使用して
  - (b) 手法・仮定・方法論・パラメーター・データソース・重要要因の選択において、透明性のある方法で
  - (c) 部門改革の取り組み、現地における燃料の入手可能性、電力部門拡大計画、当該事業部門における経済的状況など、関連の国家および／ないし部門の政策や状況を考慮して
  - (d) 事業活動外の活動レベル低下や不可抗力による活動レベル低下によって ERU を得ることができないようなやり方で
  - (e) 不確実性を考慮し、保守的な仮定を用いて
3. 事業参加者は、自らのベースライン選択の正当性を示すこと。

#### モニタリング

4. 事業参加者は、以下を示すモニタリング計画を、事業設計文書の一部として含めるべきこと。
  - (a) クレジット期間中に事業による排出影響が及ぶ範囲内で発生する排出源による温室効果ガスの人為的排出量および／ないし吸収源による人為的吸収量を推計なし計測するのに必要なあらゆる関連データの収集および保管。
  - (b) クレジット期間中に事業による排出影響が及ぶ範囲内で発生する排出源による温室効果ガスの人為的排出量および／ないし吸収源による人為的吸収量のベースライン決定に必要なあらゆる関連データの収集および保管。
  - (c) 大規模でクレジット期間中の事業に起因すると考えられる事業による排出影響が及ぶ範囲外での排出源による温室効果ガスの人為的排出量増加および／ないし吸

収源による人為的吸收量低下に関するあらゆる潜在的原因の同定、およびそれに関するデータの収集と保管。事業による排出影響が及ぶ範囲には、大規模であり6条事業に起因すると考えられる、事業参加者の管理下にある排出源による温室効果ガスの人為的排出および／ないし吸收源による人為的吸収が全て含まれるべきこと。

- (d) 適用可能なところでは、ホスト締約国に要請された通りの手順に則った、環境的影響に関する情報の収集と保管。
  - (e) モニタリング・プロセスに関する品質保証および品質管理手順。
  - (f) 提案される6条事業による排出源からの人為的排出削減量および／ないし吸收源による人為的吸收量の増加を定期的に計算する手順、およびリーケージ効果——それが存在するならば——に関する手順。リーケージは、事業による排出影響が及ぶ範囲外でおこる、そして計測可能で6条事業に起因する、温室効果ガスの排出源による人為的排出および／ないし吸收源による吸収の正味変化であると定義される。
  - (g) 上記補項(b)および(f)に述べられている計算に含まれる全ステップの文書化。
5. 情報の正確さおよび／ないし完全度を高めるためにモニタリング計画を改定する場合、もしそれを行うとすれば、事業参加者により理由付けがなされ、6条実施のためのガイドラインに関する附属書(Annex)37項<sup>16</sup>に言及されている判断のために、認定独立機関により提出されるべきこと。
  6. モニタリング計画とその改訂版を実施することは、それが適用可能な場合は、検証の条件となるべきこと。

---

<sup>16</sup> 訳注；未編集版では「0項」。